

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 8 月 6 日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

プレハブ校舎エアコン修繕

2 履行場所

横浜市青葉区桜台 47 番地
青葉台小学校

3 契約日

令和 7 年 7 月 9 日

4 履行日又は履行期間

令和 7 年 8 月 31 日

5 契約金額

297,000 円（税込み）

6 契約の相手方（名称及び所在）

川崎市宮前区有馬 2-11-2
株式会社ザ・トーカイ川崎支店

7 当該随意既契約を行わざるを得なかった理由

令和 7 年 6 月 17 日に本校プレハブ校舎にある 4 教室のエアコンが一斉に停止し、冷房が使えない状態となった。プロパンガス供給部分の機器エラーを解消したが復旧できず、教室内の温度が非常に高いため、当該 4 教室において授業を実施することができない状況となった。原因を調べたところ、エアコン機器内の部品の経年劣化及び損傷により、作動できない状態となっていることが判明した。

安全な学校運営に影響を及ぼすとともに、児童に対し適切な教育活動を行うことができないことから、緊急契約での修繕を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

本校プレハブ校舎にプロパンガスを供給しており、事案が生じた段階で速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管

横浜市立青葉台小学校